

令和8年度第1回海老名市市民活動推進委員会 次第

日時 令和8年6月24日（水）委嘱式終了後から

場所 海老名市役所7階 708会議室

1 開会

2 委員の紹介

3 職員の紹介

4 正副委員長の選出

5 議題

- (1) 市民活動推進に関する制度について・・・・・・・・・・ P 1～18
- (2) 令和8年度海老名市市民活動推進委員会スケジュール・・・・・・・・ P 19
- (3) 令和8年度海老名市市民活動推進補助金交付団体事業視察スケジュール・・ P 20
- (4) 海老名市市民活動推進補助金に係る課題への対応について・・・・・・・・ P 21
- (5) 令和8年度市民活動団体の展示会について・・・・・・・・・・ P 22

<参考資料>

- ① 海老名市市民活動推進条例
- ② 海老名市市民活動推進委員会規則
- ③ 海老名市市民活動補償制度実施要綱
- ④ 海老名市市民活動推進補助金交付要綱

6 その他

7 閉会

次回の市民活動推進委員会について

日時 令和8年8月25日（火）午前10時から（予定）

場所 海老名市役所7階 706会議室（予定）

第9期 海老名市市民活動推進委員会委員名簿

委嘱期間: 令和8年6月1日～令和10年5月31日

任期数	役職	氏名	選出区分
5 期目		セト シゲミ 瀬戸 茂美	学識経験者
4 期目		カワダ ヨウコ 川田 葉子	市民活動を行う者
4 期目		キノシタ ミチオ 木下 眞男	学識経験者
3 期目		コジマ ケンスケ 児島 健介	公募した者
3 期目		シオジ ヒトミ 塩地 ひとみ	市民活動を行う者
2 期目		クロカワ ユキ 黒川 裕紀	公募した者
1 期目		サカイ ミチコ 酒井 道子	公募した者
1 期目		イイダ フミ 飯田 富美	市民活動を行う者

市民活動推進に関する制度について

1 目的

社会を取り巻く環境は様々な分野で常に変化しており、すべてにおいて行政主導で対応していくことは困難な状況であることから、市民活動団体による多様な市民活動の活性化を図り、その活動の健全な発展を促進することを目的として、平成 22 年に海老名市市民活動推進条例を定めています。

2 海老名市市民活動推進委員会

海老名市市民活動推進条例第 9 条の規定に基づき、市民活動の推進や必要な支援に関して、市長の諮問に応じ、調査、研究、審議等を行います。

委員の人数	8 人以内
委員の任期	2 年
所掌事項	・ 市民活動の推進に関すること ・ 市民活動の施策に関すること ・ 市民活動への支援の適否に関すること ・ 市民活動団体に対する財政的支援に関すること
委員の報酬	日額：10,000 円

3 市民活動推進施策

(1) 海老名市市民活動補償制度

市民が安心して市民活動に参加し従事できるよう、市民活動中に偶然に発生した事故について補償を行います。

ア 対象となる活動

次のすべてに当てはまる活動が対象となります。

- (ア) 市内に拠点を置く市民活動団体等が行う活動
- (イ) 無報酬（実費弁償分を含む）で行う活動
- (ウ) 自由意志のもとに行う継続的・計画的な活動
- (エ) 公益的な活動

イ 対象とならない活動

趣味的な活動や特定の政党若しくは宗教に係る活動、営利を目的とする活動、職業として行う活動、学校管理下での活動は、対象となりません。

ウ 近年の実績

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
補償実績	1 件	0 件	0 件
支払金額	4,000	-	-

(2) 海老名市市民活動推進補助金制度

市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業を対象に補助金の交付を行う制度です。

ア 制度開始

平成 22 年度

イ 根拠となる例規

海老名市市民活動推進補助金交付要綱

ウ 近年の実績

交付年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
申請団体	10 団体	10 団体	14 団体
申請金額	1,700,000 円	1,625,000 円	1,734,000 円
交付団体	8 団体	8 団体	12 団体
交付確定額	1,378,926 円	1,181,042 円	-

エ 制度内容

別添「審査申込の手引き」(令和 8 年度)を参照



海老名市市民活動推進補助金 審査申込の手引き



令和7年 11月

海老名市 市民活動推進課

【目次】

1	海老名市市民活動推進補助金とは	・・・	1	P
2	補助金の交付に関する全体スケジュール	・・・	2	P
3	対象団体	・・・	3	P
4	対象事業	・・・	3	P
5	補助金額	・・・	4	P
6	対象経費	・・・	5	P
7	提出書類	・・・	6	P
8	申込の手順	・・・	7	P
9	委員からの事前質問に対する回答の作成	・・・	7	P
10	審査の方法と基準	・・・	8	P
11	認定後の流れ	・・・	9	P
12	事業変更について	・・・	9	P
13	事業の実施	・・・	10	P
14	実績報告	・・・	10	P
15	補助金額の確定	・・・	11	P
16	その他（制度の紹介）	・・・	11	P
17	お問合せ先（担当課）	・・・	12	P
参考	団体別交付実績	・・・	13	P ～ 14 P

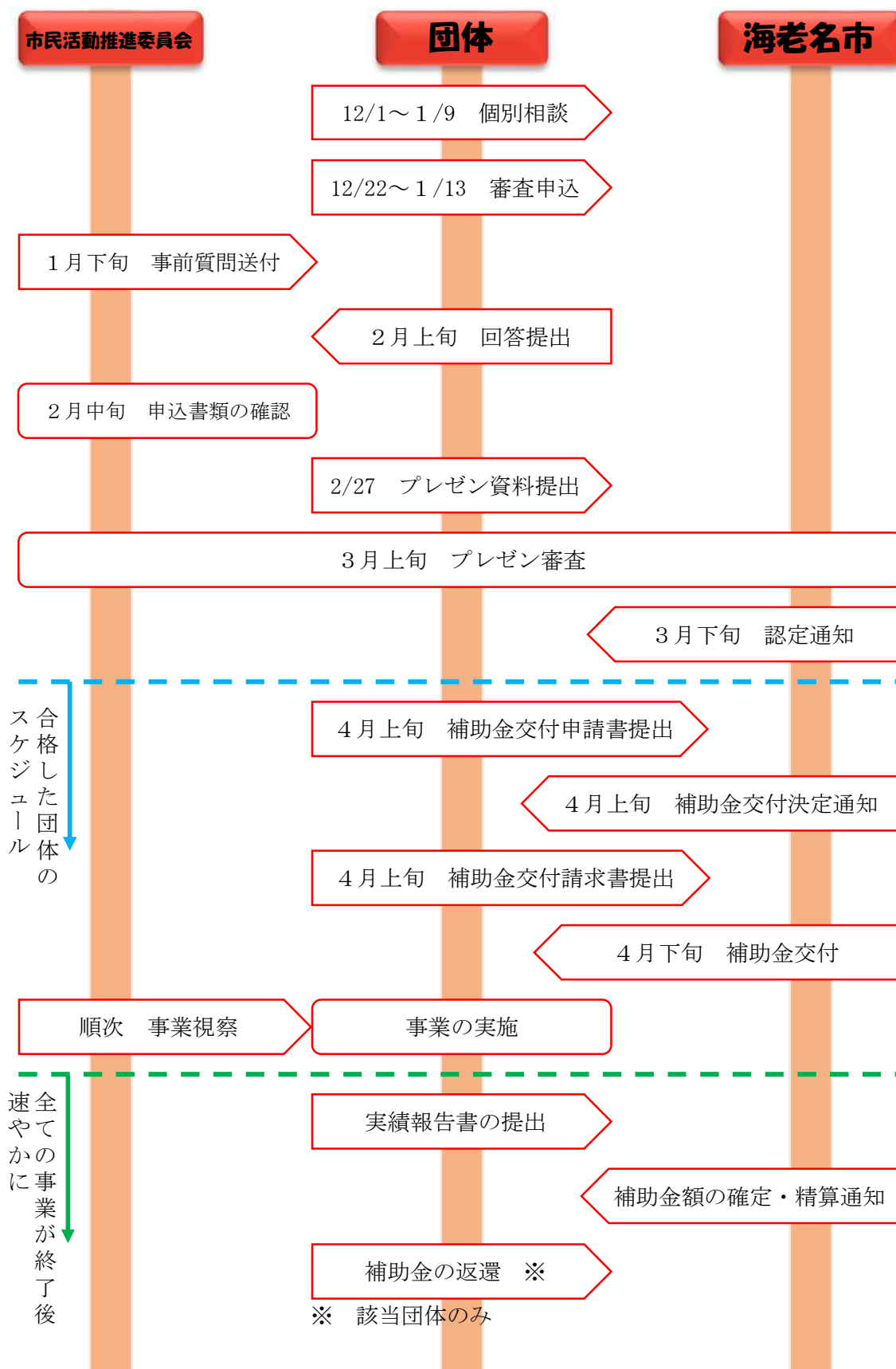
海老名市では、市民活動を推進するための環境を整備し、その活動の健全な発展を促進するため、「海老名市市民活動推進条例」を定めています。

「海老名市市民活動推進補助金制度」は、この条例に基づき、海老名市において**公益的な市民活動を行う団体の事業**を財政的に支援する制度です。

※ サークル活動や趣味的な活動など、団体の構成員だけの利益となる活動は**対象外**です。

《過去の交付事業（一例）》

	事業内容
①	子育て支援事業 簡単工作、ピクニック、読み聞かせなどの実施することで地域の繋がりや安心できる居場所を作る。
②	がんサロン事業 おしゃべり会（当事者同士による情報共有及び勉強会）と講演会を実施する。
③	学習支援事業 学習会の開催及び運動教室や料理教室の実施により、参加者においては学習を進めること、学生協力者においては考えを深めることを支援する。
④	薬膳講習会事業 薬膳レシピの講習及び調理実習の実施することで健康寿命の延伸を支援する。
⑤	大人の発達障がい啓発活動事業（勉強会） 過去・現在・未来の詳らかに法制度を交えながら語り、発達障がい児者の苦悩を伝え、発達障がいの早期理解、早期支援と自己理解についても啓発していく。
⑥	ラジコン体験事業 ラジコン体験を通じて集中力や判断力を養う。また、世代を超えたつながりを作る。
⑦	LGBT啓発活動事業 「映画と講演から、LGBTを学ぼう！」と題し、LGBTについての映画上映及び講演会を実施する。
⑧	メサイア楽曲のコンサート コンサートを実施することで音楽文化の活性化や来場者の心のケアを行う。
⑨	絶滅危惧の水生生物コウホネの保護・育成事業 定期的な巡回、移植した場所に看板等の設置、草刈り、ゴミ拾い等を行う。
⑩	博覧会事業 各種団体が参加し、来場者に対して暮らしを補う施設やサービスなどのご案内、生活ニーズの要求や相談の場を提供する。



3

対象団体

次の要件を全て満たす団体が、補助の対象となります。

- 1 市民の自主的な参加によって行われる、公益性のある事業を実施していること
- 2 3人以上で構成され、過半数が市内在住、在学、在勤者であること
- 3 審査申込から結果報告まで、責任を持って事業を実施できること
- 4 団体の運営に際し、自主財源（会費、事業の参加費など）を確保しており、寄附金を募るなど、団体の運営について自立しようとしていること
- 5 反社会勢力等とのつながりを持たない団体であること
- 6 例年行う展示会に積極的に参加すること
- 7 当補助金に関する調査等に積極的に回答すること

展示会とは？

団体同士が繋がる機会及び当補助金の周知を兼ねて、12月頃と2月頃に海老名市役所及びビナレッジで展示会を行っています。

展示会では、団体の活動内容などを展示しています。

4

対象事業

次の要件を全て満たす事業が、補助の対象となります。

- 1 主として海老名市内で行われる事業
- 2 市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業
- 3 令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間に実施する事業

公益性のある事業とは？

広く市民が利益を受けられる活動のことを指します。

<事業例>

- ・健康づくり、福祉に関する事業
- ・環境保護に関する事業
- ・広くスポーツ、教育に関する事業
- ・文化活動に関する事業
- ・都市間交流に関する事業
- ・地域づくり、共助・防災活動に関する事業 など



ただし、次の要素が含まれる事業は対象になりません。

- 1 営利を目的とする事業
- 2 宗教に関する次に掲げることを主たる目的とする事業
 - (1) 宗教の教義を広めること
 - (2) 宗教の儀式行事を行うこと
 - (3) 宗教の信者を教化育成すること
- 3 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- 4 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- 5 他の補助制度を利用している事業
- 6 **趣味的な活動やサークル活動、また団体の会員だけが利益を得る活動**

入門編、充実編または自立編のいずれかの区分で、年度に1事業のみ申込みができます。団体の状況に応じて申請してください。区分の概要については、次の表のとおりです。

	入門編	充実編	自立編
該当事業	団体の自立を促進、活動を軌道に乗せるための事業	団体が既に行っている事業を充実させ、継続を図るための事業	団体がこれまで行ってきた事業の更なる充実化を図り、かつ自立に向けた事業
交付金額	上限 10 万円	上限 20 万円	上限 30 万円
交付回数	1 団体につき 1 回のみ	1 団体につき 2 回まで	1 団体につき 3 回まで

《留意事項》

- 1 原則「入門編 ⇒ 充実編 ⇒ 自立編」の順で申請してください。
 - 2 区分を飛ばして申請することは可能ですが、前の区分に戻り申請することはできません。
- 例) 自立編の交付を受けた団体は、入門編または充実編を申請することができなくなります。
- 3 当補助金は、事業への補助を通じた団体育成を目的にしているため、交付回数を満了している団体に対して、別の事業であっても交付できません。
 - 4 既に交付を受けている団体は13頁「団体別交付実績」のとおりです。
 - 5 審査申込時の金額から減額して交付する場合がございます。
 - 6 海老名市市民活動推進委員会の審査によって、入門編から充実編等、審査申込時から区分を変更させていただく場合がございます。
 - 7 交付金額は、千円未満切り捨てとします。

1 対象となる経費

補助金の対象となる経費は、次に掲げる事業を実施するために直接必要な経費となります。

《対象となる経費の例》

謝礼	外部講師・指導者・協力者への謝礼等 ※ スタッフへの謝礼は対象外
旅費	外部講師・指導者等に対する、事業実施会場までの交通費や宿泊費 ※ スタッフへの旅費は対象外
食糧費	外部講師・指導者・協力者の飲料代、食事代等 ※ スタッフ・参加者への飲み物代等は不可
印刷製本費	事業についてのパンフレット・ポスター等の印刷製本費 ※ 通年で使用する団体のチラシ等は対象外
使用料・賃貸料	会場使用料、車両・機材のレンタル等 ※ 事務所の賃貸料・光熱水費等は対象外
通信運搬費	郵送料、宅配便料等
消耗品費	取得価格（税込）が1件30,000円以下のもので、短期間又は一度の使用で消費されるものが対象
備品購入費	取得価格（税込）が1件30,000円を超えるもので、比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えることなく使用に耐えるもの

※ 海老名市市民活動推進委員会の審査により、対象経費と認められない場合がございます。

2 対象とならない経費

次に掲げる経費は補助金の対象になりません。

《対象とならない経費の例》

団体の事務所等を維持するための経費	事務所の家賃・光熱水費等
団体の経常的な活動に要する経費	事務所までの交通費、団体パンフレット代、構成員への郵送代等
団体の構成員による会合の飲食費	事業の打合せ時の飲食費等
団体の構成員に対する人件費、謝礼等	事務員の人件費、構成員への謝礼等

1 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第1号様式）

- ・ 「事業の名称」は、簡潔で内容が分かりやすい名称をつけてください。
- ・ 「補助金交付審査申込額」は、申込する補助金の額を正確に記入してください。
- ・ 「事業内容」は、事業内容を分かりやすく、記入してください。長い文章にせず、要点を押さえた短い文章で、小見出しや箇条書きなどを活用してください。
- ・ 「事業を実施することによる効果」は、事業が完了した時に実現できている状況を想定して記入してください。
- ・ 「今後の展望」については、入門編、充実編を希望している団体はこの1年間でどのような活動をしていけるか。自立編を希望している団体は、市民活動推進補助金の交付回数が満了した後の展望を記載してください。

2 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第2号様式）

- ・ 金額を積算した根拠（単価や内訳）を「説明」欄に必ず記入してください。
- ※ これを基に補助金額を査定します。できる限り詳細に記入してください。
- ・ 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書との整合を取ってください。
- ・ 本紙「4対象となる経費」と「5対象とならない経費」を参考にご記入ください。
- ・ 補助金を充てる科目については、「補助金を充当」欄に○印を付けてください。

3 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第3号様式）

- ・ 団体の活動内容を記入してください。
- ・ 決算資料は、最新のものを記入してください。

4 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの

- ・ 必ず最新のものを提出してください。
- ・ 同一人物が複数の役職に就いていることがないように努めてください。

5 団体員名簿

- ・ 必ず最新のものを提出してください。
- ・ 指定の名簿に記入して提出してください。なお、すでに団体員名簿がある場合はそちらを活用して構いませんが、指定の様式の最下段にある内容を確認の上、チェック（✓）と団体責任者の署名をしたものと合わせて提出してください。

6 団体の活動がわかる資料

- ・ 会報紙や事業のチラシ、またその他活動内容が分かる発行物などがあれば、提出してください。

1 個別相談について

制度の不明な点や、申込みを検討している事業などの相談を市民活動推進課が承ります。なお、当補助制度に初めて申込みをする団体は必ず事前相談をする必要があります。12月22日（月）までを目安に事前予約をするようにしてください。

《個別相談の詳細》

項目	詳細
日程	令和7年12月1日（月）～令和8年1月9日（金） ※ 土日、年末年始を除く
時間	9:00～17:00
場所	海老名市役所5階 市民活動推進課
所要時間	1時間程度
相談内容の例	・制度についてさらに詳細を知りたい ・自分たちの事業が、補助金の対象になりそうか ・申込書の書き方について教えてほしい ・補助金の対象となる経費について教えてほしい など
予約方法	事前予約制 電話（046-235-4794）または市ホームページのお問い合わせフォームから市民活動推進課まで

2 審査申込について

事前に市民活動推進課へ案を提出し、市民活動推進課による書類のチェックを受けてからご提出ください。

《審査申込の詳細》

項目	詳細
提出方法	ホームページから電子申請、提出書類を海老名市役所5階市民活動推進課まで郵送、メールまたは持参
期間	令和7年12月22日（月）～令和8年1月13日（火） ※ 土日を除く
時間	9:00～17:00
提出書類	6頁「⑦提出書類」一式

海老名市市民活動推進委員は、各団体から提出のあった申込書類に対する事前質問を、1月下旬に申請団体に送付します。委員の質問に対しては、指定する期限までに回答ください。非常にタイトなスケジュールとなりますが、質問に対する回答を基に、令和7年2月に開催する海老名市市民活動推進委員会において書類確認を実施しますので、期限厳守をお願いいたします。

10 審査の方法と基準

補助事業の審査は、全ての審査申込団体を対象としたプレゼンテーション審査によって行われます。審査員は公募委員等で構成された海老名市市民活動推進委員会が行い、9項目の審査の視点で採点し、45点満点中全委員の平均点が27点以上の団体が合格となります。

《プレゼンテーション審査の詳細》

項目	詳細
開催日	令和8年3月上旬 ※日程が決まり次第改めてお知らせします。
会場	海老名市役所、ビナレッジなど ※決まり次第改めてお知らせします。
資料等	資料には事業の目的・効果・計画を記載してください。その他は自由です。資料の形式は問いませんが、提出資料は10枚程度にまとめてください。また、既存のチラシ等だけで提出するのはご遠慮ください。 令和8年2月27日（金）までに海老名市役所5階 市民活動推進課まで郵送・メールまたは持参により提出してください。
審査方法	各団体の発表時間7分間＋質疑応答8分間 の計15分
審査結果	可否に関わらず、3月下旬ごろまでに通知します。
その他	・PC、プロジェクター、マイクは、市で用意します。 ・この審査は一般公開され、どなたでも傍聴が可能です。

《審査基準》

審査基準	審査の視点	点数
公益性	多くの市民が事業の効果を受けられるか	5点
自立性	資金について補助金だけでなく、団体の運営費を持っているか	5点
計画性	事業の計画に無理がなく、実現可能であるか	5点
	事業の予算に無理がなく、積算も適正であるか	5点
発展性	この補助金をきっかけに、事業や団体が発展できるか	5点
地域性	市民や地域ニーズを的確にとらえた、社会的に必要性があるか	5点
先駆性・独創性	新しい取り組みで、行政が実施する場合とは違う手段や効果を期待できるか	5点
団体能力	事業を実施する上で、必要な能力（知識、人材など）を備えているか	5点
熱意・意欲	団体の熱意や意欲が感じられるか	5点

《採点基準》

5点	4点	3点	2点	1点
良い	どちらかというと良い	普通	どちらかというと悪い	悪い

1 認定通知（海老名市）

プレゼンテーション審査の結果に基づき、合格団体に対して認定通知を送付します。また、不合格団体へは「理由」「アドバイス」を付して通知します。

2 補助金交付申請書の提出（団体）

補助金交付団体として認定された団体で、補助金の交付を受けようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

- ・ 海老名市市民活動推進補助金交付申請書（第5号様式）

3 補助金交付決定通知（海老名市）

海老名市長は、交付申請があった団体に対して、補助対象事業及び補助金額を決定し通知します。

4 補助金交付請求書の提出（団体）

補助金交付決定通知を受けた団体は、補助金を定められた様式によって海老名市に請求します。

- ・ 海老名市市民活動推進補助金交付請求書（第7号様式）

5 補助金交付（海老名市）

適正な請求がなされてから、1か月程度で指定された口座に入金します。

《留意事項》

- 1 申請団体は、決定された補助金額と申請額とに差があり、事業実施が困難だと判断した場合は、補助金交付を辞退することができます。
- 2 その他詳細は、合格団体へ個別に連絡を行います。

補助の決定を受けた事業を変更したい場合は、**事前に相談**するようにしてください。また、特別な事情があり、市民活動推進委員会で認められた場合は、事業を中止した場合においても、交付回数に含めません。

《過去に認められた例》

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事業中止

13

事業の実施

計画書のとおり、事業を実施してください。なお、次の点について留意してください。

《留意事項》

- 1 チラシ・ポスター・パンフレット等には、次の文言を明記してください。

「この事業は、海老名市市民活動推進補助金の交付対象事業です。」

※なお、チラシ等の作成においては、印刷をする前に、市民活動推進課へ内容の確認をしてください。

- 2 補助対象事業に係る収入・支出についての帳簿や領収書（レシート）については、実績報告で確認いたしますので、大切に保管してください。また、改めて確認させていただく場合がありますので、事業終了後の翌年度から5年間は保存してください。

- 3 海老名市市民活動推進委員会は原則全ての事業を視察しますので、ご協力をお願いいたします。

《事業視察について》

海老名市市民活動推進委員が事業視察に伺います。当日は、団体から実施事業内容の説明等を行っていただきますので、ご対応をお願いいたします。実施日が近くなりましたら、市民活動推進課職員から詳細を連絡いたします。

なお、参加費等を徴収する事業であっても、当該事業視察は推進委員としてお伺いしているものであるため、参加費等のお支払いはできません。

14

実績報告

全ての事業が終了後、速やかに実績報告を行ってください。

《実績報告の詳細》

項目	詳細
提出書類	1 海老名市市民活動推進補助金実績報告書（第10号様式） 2 海老名市市民活動推進補助金収支決算書（第11号様式） 3 <u>領収書</u>等一式 4 事業に使用した資料 など（当日の配布物など）
提出期限	全ての事業終了後 <u>20日以内</u>

※ 事業終了後、団体は事業の実施結果を公開してください。

※ 実施結果について発表の場を設ける場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

1 補助金額の確定と精算の通知

海老名市は、実績報告書等の提出を受け、補助金額を確定し通知します。その際、残額が生じた場合は、返還していただきます。

2 補助金の返還

前述したほか、次に掲げる内容に該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき

1 海老名市市民活動推進補償制度

市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、予期せず発生した事故について補償を行う制度です。市が保険会社と契約し、保険料を支払っているため、市民の皆さんが事前に申し込むことや保険料の支払いは必要ありません。

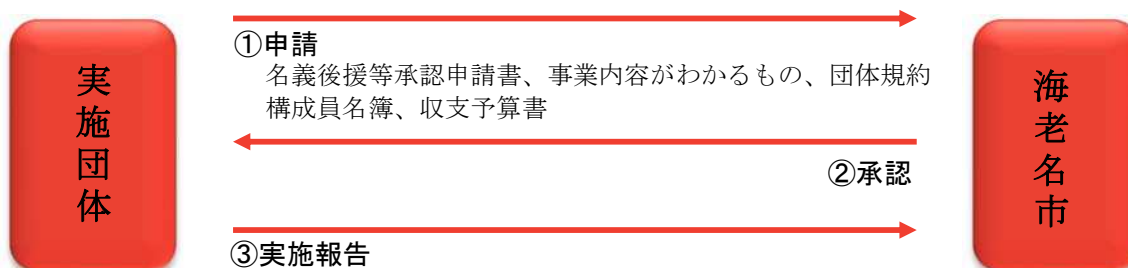
《留意事項》

- (1) 団体の構成員を対象とする保険であり、事業への一般参加者等は対象になりません。
- (2) 他に保険契約を行っている場合は、本制度の支給対象になりません。
- (3) 団体で発生した全ての事故が対象ではございませんので、万が一の事態に備え各団体で対応をお願いいたします。
- (4) その他詳細は、市民活動推進課へお問い合わせください。

2 海老名市名義後援等

公共性等、市の基準に該当する事業は、市の名義後援を受けることができます。

《申請の流れ》



その他詳細は、市民活動推進課へお問い合わせください。

制度に係るご不明な点等については、お気軽にお問合せください。

**お問合せ先****海老名市 市民協働部 市民活動推進課**

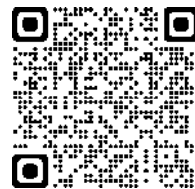
【所在地】 〒243-0492

海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所5階

【TEL】 (046) 235-4794

【FAX】 (046) 231-2670

詳細はこちら



インターネットからのお問合せは、二次元コードを読み取った後、ページ下部の「[☒お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)」というリンクからご連絡ください。

団体別交付実績

黒塗りの団体は、交付回数満了のため申請できません。

No	団体名（敬称略・五十音順）	入門編	充実編	自立編
1	IDEA education			H29
2	ABLAZE神奈川	R 5		
3	生きがい発見塾	H23		H26 H27 H28
4	Women's life care		R 4	
5	えびなアレルギーサークル デイジー	H30	R 5	
6	えびなえんぴつの会	H31	R 2 R 3	R 4 R 5 R 6
7	（一社）海老名扇町エリアマネジメント			H30
8	海老名おやじの会	H31		
9	特定非営利活動法人 海老名ガイド協会	H29		H30
10	えびな元気ラボ	R 7		
11	海老名里山づくりボランティア山仕事の会			H22 H23 H24
12	海老名女性支援電話「そよ風」			H22 H23 H26
13	（公社）海老名青年会議所			H27
14	海老名セーフティー・ベリー協議会	H25		
15	『えびなっ子わくわくフェスタ』実行委員会			H27 H28 H29
16	海老名で「第九」を歌おう会実行委員会			H30 R 4
17	特定非営利活動法人 えびなの森の楽校			H28 H29 H30
18	海老名のら猫を増やさない会	R 4		
19	えびなパソコンサポートボランティア			H26 H27 H28
20	えびなみんなにやさしいごはんプロジェクト	R 5	R 6	
21	えびなメサイアの会	R 3	R 5	R 7
22	海老名薬膳養生研究会	R 7		
23	えびなユース合唱プロジェクト	R 4	R 5	
24	特定非営利活動法人おおきな木			R 3 R 4 R 5
25	大谷四区親睦会	H29		H30 H31
26	かながわ子育て情報局			H22 H23 H24
27	学習支援ボランティア「わいわい」	R 6		
28	がんサロンPetit Salon&Community Mili Mana	R 2		
29	特定非営利活動法人 grand-mere			H28 H31 R 2
30	河骨保護の会			H23 H31
31	公民館まつり実行委員会			H26
32	子育て応援情報「Laugh!」			R 3
33	子育て支援グループ みなみんな	R 7		
34	混合療育を考える会			H23 H24 H25
35	相模国分寺跡の景観を守る会	R 5		
36	相模国分寺ラジオ体操くらぶ	R 6		
37	Sapling Music Park Ebina			H25 H26 H27

団体別交付実績

黒塗りの団体は、交付回数満了のため申請できません。

No	団体名（敬称略・五十音順）	入門編	充実編	自立編
38	シエスタラボ	H30		
39	生涯学習研究発表会実行委員会			H25
40	それいけ！ママフェスタ実行委員会			H30
41	男女平等市民の会・海老名	H29		H31 R 3
42	チーム海老名	R 6		
43	テクノガーデンEBINA	R 4		
44	と金ネットワーク			H25
45	永池川川歩きの会	H29		
46	ひざ小屋	R 7		
47	Piccolini	H30		
48	福島と海老名の子ども交流実行委員会			H27 H30
49	フリースクール SACHI station	R 5	R 6	R 7
50	ほっとフェスタ実行委員会			H31 ※
51	まなピタネット	R 3	R 4	R 5 R 6 R 7
52	まりぞうランド	R 6		
53	特定非営利活動法人 南えびなスポーツクラブ	R 5		
54	みんご倶楽部	※		
55	特定非営利活動法人 やさしくなろうよ	H28		H29
56	ライブビートストリート海老名	H22		H23 H24
57	リーベン	H27		
58	Root	R 4	R 5	
59	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ ポケット	R 7		

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮した事業中止のため、交付回数には計上いたしません。

令和8年度海老名市市民活動推進補助金交付団体事業視察スケジュール

入門編（上限額10万円）：5団体、充実編（上限額20万円）：4団体、自立編（上限額30万円）：3団体

N o	開催日	団体名	事業名	内容	会場	区分 交付金額	グループ (関係課)
1	6月27日（土） 13:30～16:00	たいわてらす	共育のための対話推進事業	対話についての講演会 及び対話会	海老名市文化会館	入門編 100,000円	A 瀬戸委員 塩地委員 (子育て相談課)
2	7月7日（火） 10:00～13:00	ハッピーマンベベ	産後のママと赤ちゃんが 安心できる居場所づくり (赤ちゃん食堂)	赤ちゃんと母親を対象 とした赤ちゃん食堂	大谷ふれあいの里 杉久保コミュニティ センター 芽育針灸院フリース ペース 海老名市立総合福祉 会館など	入門編 100,000円	B (子育て相談課)
3	7月24日（金） 10:00～	ひざ小屋	ひざ小屋	膝の健康維持や増悪防 止のための健康講座	海老名市文化会館	充実編 200,000円	A (健康推進課)
4	8月8日（土）	まなびタネット	第6回 学びの ビュッフェ	不登校、発達障害当事 者及びその保護者向け の支援者・団体を紹介 するイベント	えびなこどもセン ター	自立編 300,000円	B (教育支援課)
5	8月30日（日）	MelodieColorate (メロディエ コロ ラテ) (メロコロ ロ)	メロコロレッスン会 2026 (夏・冬)	幼稚園児及び小学生を 対象とした音楽会	海老名市文化会館	充実編 200,000円	A (文化スポーツ課)
6	8月 (調整中)	サードブレイス ぴ あるく	生きづらさを抱える 方のためのフリース ペース、ワーク ショップ開催事業	生きづらさを抱えた方 向けのフリースペース 及びワークショップ	海老名市立総合福祉 会館または 海老名市文化会館	入門編 100,000円	B (生活支援課)
7	9月11日（金）	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレク ティブポケット	親子のひろばベビー ポケット	子育て中の方向けの食 育講座及び簡単工作、 読み聞かせ	生活クラブステー ション ビナレッジ	充実編 150,000円	A (就学支援課)
8	9月18日（金） 10:00～11:00	河骨保護の会	絶滅危惧の水生植物 コウホネの保護・育 成	河骨の保護・育成のた めの看板の設置やメン テナンス、貫抜川やせ せらぎ公園の清掃	貫抜川やせせらぎ公 園など	自立編 64,000円	B (環境政策課)
9	10月下旬 又は 11月上旬	フリースクール SACHI station	令和8年度 さちス テまつり	フリースクール生徒に よる地域にオープンな 文化祭	フリースクール校舎	自立編 120,000円	A (教育支援課)
10	11月15日（日）	海老名薬膳養生研究 会	海老名薬膳養生研究 会	薬膳の理解を広める講 演会	えびな市民活動セン ター (ビナレッジ)	充実編 200,000円	B (健康推進課)
11	12月27日（日）	心育祭【ここいくさ い】実行委員会	一未来に希望の種を 蒔く一心育祭【ここ いくさい】	脳性まひと闘うヴァイ オリニストとベストセ ラー作家による音楽を 交えた講演会	えびな市民活動セン ター (ビナレッジ)	入門編 100,000円	A (調整中)
12	2月 (調整中)	かななBC (ボッチャ クラブ)	ボッチャ啓発活動事 業	ボッチャの体験会	わかば会館 海老名運動公園総合 体育館など	入門編 100,000円	B (障がい福祉課)

【グループ分け】

A	瀬戸委員	塩地委員	児島委員	酒井委員
B	川田委員	木下委員	黒川委員	飯田委員

海老名市市民活動推進補助金に係る課題への対応について

1 課題

(1) 採点基準について

現状、入門編、充実編、自立編すべてにおいて、45点満点中委員全員の平均が27点以上(※)を合格としているが、入門編については、団体としての成熟度など、充実編や自立編と審査基準に対する評価が異なることから、評価基準の適用が困難であり、結果として公平性に課題が生じる可能性が懸念されます。

※ 9項目の審査基準に対して、採点基準（1～5点）がすべて3点としたものを合格基準としています。

審査基準		
1	公益性	多くの市民が事業の効果を受けられるか
2	自立性	資金について補助金だけでなく、団体の運営費を持っているか
3	計画性①	事業の計画に無理がなく、実現可能であるか
4	計画性②	事業の予算に無理がなく、積算も適正であるか
5	発展性	この補助金をきっかけに、事業や団体が発展できるか
6	地域性	市民や地域ニーズを的確にとらえた、社会的に必要性があるか
7	先駆性・独創性	新しい取り組みで、行政が実施する場合とは違う手段や効果を期待できるか
8	団体能力	事業を実施する上で、必要な能力（知識、人材など）を備えているか
9	熱意・意欲	団体の熱意や意欲が感じられるか

採点基準	5点	4点	3点	2点	1点
	良い	どちらかというの良い	普通	どちらかというの悪い	悪い

(2) 市民活動団体への支援について

補助金交付団体からは「活動展開に関する相談をしたい」「集客に対する不安がある」といったご意見が寄せられており、これらに対する相談体制や活動周知に関するサポートのさらなる充実が必要です。

また、自立編を3回受けた団体が、補助金交付期間満了後も持続的に活動を継続できるよう、新たな支援策の検討を行う必要があります。

2 今後について

採点基準については、より公平かつ客観的な評価ができるよう、審査方法の見直しや審査視点の明確化について検討を行います。市民活動団体への支援については、当該年度の補助金交付団体や過去の補助金交付団体、ビナレッジなどを利用されている市民活動団体などに対して、市民活動するうえでの必要な行政支援などのニーズ調査を実施し、新たな支援制度を検討します。

令和 8 年度市民活動団体の展示会について

1 令和 7 年度の実績

次のとおり市民活動団体の展示会を 2 回開催

期間	場所	展示団体数
令和 7 年12月 1 日 ～令和 7 年12月26日	海老名市役所 1 階エントランスホール	14団体
令和 8 年 2 月 2 日 ～令和 8 年 3 月 8 日	ビナレッジ 1 階フリースペース	13団体

2 令和 8 年度の展示会について

(1) 市民活動団体の展示会

団体同士が繋がる機会と当補助金制度の周知を兼ねて、12 月については 2 週間程度、2 月については 1 か月程度、実施したい。

令和 8 年度補助金交付団体及び過去の交付団体に参加の呼びかけを行うとともに、補助金の申請を検討している団体にも呼びかけを行う。

(2) 展示会実施までのスケジュール

時期	内容
8 月25日	第 2 回市民活動推進委員会、展示会開催要領確定
9 月 1 日	広報えびな等掲載、参加団体募集開始
9 月30日	募集締め切り
10月上旬	各応募団体へ参加確定通知を送付
11月下旬	各応募団体より、展示会で使用する資料を収受
12月～	展示会実施

海老名市市民活動推進条例

私たちの社会を取り巻く環境は、さまざまな分野で常に変化しています。

少子高齢化、環境問題、子どもや青少年をめぐる問題などのすべてに行政主導で対応していくことは困難な状況にあり、あらゆる社会的場面において、人々が相互に支え合い、助け合っていくことの重要性がより一層増してきています。

海老名市においても、さまざまな問題を解決して、安全で安心な地域社会を次世代に引き継いでいくために、行政の活動だけではなく、市民と自治会も加えた市民活動団体による多様な市民活動の活性化を図ることが求められています。

私たちは、海老名市自治基本条例と海老名市市民参加条例の理念を尊重し、市民、市民活動団体、行政の協働によるこころ豊かに暮らせるまち「海老名」を実現するために、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念を定め、市民、市民活動団体及び行政の役割を明らかにするとともに、市民活動を推進するための環境を整備し、その活動の健全な発展を促進することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

（1） 市民 市内に住所のある人、市内で働く人、市内で学ぶ人並びに市内で事業活動及び公益的な活動を行う団体をいいます。

（2） 市民活動 市民の自主的な参加によって行われる公益性のある活動で、次のいずれにも該当しないものをいいます。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教に関する次に掲げることを主たる目的とする活動

（ア） 宗教の教義を広めること。

(イ) 宗教の儀式行事を行うこと。

(ウ) 宗教の信者を教化育成すること。

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいいます。以下同じです。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含みます。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) 自治会 町の区域、字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいいます。

(4) 市民活動団体 第2号に規定する市民活動を行うことを主たる目的とする団体で、ボランティア活動団体、特定非営利活動法人、自治会等をいいます。

(5) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（それぞれ職員を含みます。）をいいます。

(6) 協働 自主性を尊重しながら、相互にパートナーとして意見を出し合い、相補い、協力することをいいます。

(基本理念)

第3条 市民、市民活動団体及び行政は、市民活動が豊かで活力のある地域社会の形成に果たす役割を認識し、協働して市民活動の推進に努めるものとします。

2 市民、市民活動団体及び行政は、市民活動の推進に当たっては、公開性及び透明性を原則とし、相互に情報の共有に努めるものとします。

3 行政は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重します。

4 行政は、市民活動の支援に当たっては、公平かつ公正に行います。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に基づき、自らがまちづくりの主役としての自覚を持ち、市民活動の意義と重要性に対する理解を深め、自発的な意思によって市民活動に参加し、協力するよう努めるものとします。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、基本理念に基づき、市民活動の持つ社会的意義とその責任を自覚し、市民活動を推進するとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとします。

(行政の役割)

第6条 行政は、基本理念に基づき、市民活動の推進に必要な施策を策定し、実施するよう努めます。

(行政の支援)

第7条 行政は、前条の規定に基づき、市民活動に対し必要な支援に努めます。

(協働事業)

第8条 市民、市民活動団体及び行政は、基本理念に基づき、対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、尊重し合いながら協働して事業を行うものとします。

2 市民、市民活動団体及び行政は、協働して行った事業の内容、過程及び結果を公開するものとします。

(市民活動推進委員会)

第9条 市民活動の推進及び第7条の支援に関し、市長の諮問に応じ、調査、研究、審議等を行うため、海老名市市民活動推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

2 委員会は、委員8人以内をもって組織します。

3 委員会の委員（以下「委員」といいます。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

(1) 公募した者（市内に住所を有する者に限ります。）

(2) 市民活動を行う者

(3) 学識経験者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 委員は、再任することができます。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、市民活動の推進に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行します。

海老名市市民活動推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海老名市市民活動推進条例（平成22年条例第 号。以下「条例」という。）第9条第6項の規定に基づき、海老名市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、条例第9条第1項の規定に基づき、市長の諮問に応じて次に掲げることについて、調査、研究、審議等を行う。

- (1) 条例第2条第2号に規定する市民活動（以下「市民活動」という。）の推進に関すること。
- (2) 市民活動の施策に関すること。
- (3) 市民活動への支援の適否に関すること。
- (4) 条例第2条第4号に規定する市民活動団体に対する財政的支援に関すること。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員会の委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民活動推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

海老名市市民活動補償制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に活動拠点を置く市民活動団体等が行う市民活動及び市が行う市民活動に類する事業又は活動のうち、市民が参加する市民活動中の事故によって生じた損害について、海老名市市民活動補償制度（以下「制度」という。）をもってこれを補償することに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所のある人、市内で働く人、市内で学ぶ人並びに市内で事業活動及び公益的な活動を行う団体をいう。

(2) 市民活動 市民の自主的な参加によって行われる公益性のある活動で、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教に関する次に掲げることを主たる目的とする活動

(ア) 宗教の教義を広めること。

(イ) 宗教の儀式行事を行うこと。

(ウ) 宗教の信者を教化育成すること。

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) 市民活動団体等 前号に規定する市民活動を行うことを主たる目的とするボランティア活動団体、特定非営利活動法人、自治会等の団体及び市の生涯学習ボランティアバンクに登録して市民活動を継続的かつ計画的に行っている者をいう。

(4) 指導者等 市民活動団体において、市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者若しくはこれに準ずる者又は市民活動を実践する者をいう。

(5) 参加者 市民活動に参加する市民をいう。ただし、来場者、スポーツ応援者その他市民活動に直接参加しない市民は除く。

(保険契約)

第3条 市長は、制度を実施するため、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と損害保険契約（以下「保険契約」という。）を締結する。

(対象事故)

第4条 制度の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 賠償責任事故（市民活動中に、指導者等の過失により、市民活動参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、当該指導者等が法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。）
- (2) 傷害事故（市民活動中に発生した急激、かつ、偶然な外来の事故又は熱中症（熱射病及び日射病をいう。）、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒（以下これらを「熱中症等」という。）により、市民活動の指導者等又は参加者が死亡し、又は負傷し、若しくは発症した事故をいう。）
- (3) 特定疾病事故 次のいずれかに該当する場合
 - ア 指導者等又は参加者が、急性心疾患（心筋こうそく、急性心不全等をいう。以下同じ。）又は急性脳疾患（くも膜下出血、脳内出血等をいう。以下同じ。）を原因として、市民活動中に死亡した場合又は市民活動中に発症し、かつ、病院に搬送され、そのまま退院することなく30日以内に死亡した場合
 - イ 指導者等又は参加者が、急性心疾患、急性脳疾患又は熱中症等以外の疾患を、市民活動中に発症し、その後24時間以内に死亡した場合において、当該疾患により死亡したこと及び死亡原因となる疾患名が、医師の診断により明らかにされた場合。ただし、急性アルコール中毒、麻薬中毒その他公序良俗に反する行為により発症したものを除く。

（適用除外）

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事故については、制度の対象としない。

- (1) 賠償責任事故にあつては、次に掲げる賠償責任
 - ア 指導者等及び参加者の故意により発生した賠償責任
 - イ 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうにより発生した賠償責任
 - ウ 地震、噴火、洪水、津波又は高潮により発生した賠償責任
 - エ 指導者等の同居の親族に対して負担する賠償責任
 - オ 指導者等が占有し、使用し、若しくは管理する車両又は施設外における動物に起因して負担する賠償責任
 - カ 施設の建設、改築、改造、修理等の工事に起因して負担する賠償責任
 - キ 学校管理下における児童、生徒の活動中の事故
 - ク 国外における活動中の事故
- (2) 傷害事故又は特定疾病事故にあつては、次に掲げる事故
 - ア 指導者等又は参加者の故意により発生した事故
 - イ 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうにより発生した事故

ウ 地震、噴火又はこれらによる津波により発生した事故

エ 指導者等又は参加者の脳疾患、疾病（熱中症等並びに特定疾病を除く。）
又は心神喪失による事故

オ 指導者等又は参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為により発生した
事故

カ 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用
するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググラ
ライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類
する危険なスポーツ参加時の事故

キ 指導者等又は参加者の無資格運転又は酒酔い運転により発生した事故

ク むちうち症又は腰痛で医学的他覚症状のないもの

ケ 学校管理下における児童、生徒の活動中の事故

コ 国外における活動中の事故

（３） 前２号に掲げるもののほか、第３条に規定する保険契約に係る保険約款
において免責とされる事故

（賠償責任事故の補償限度額）

第６条 賠償責任事故に係る補償の限度額は、保険会社が認めた費用につき、身
体賠償、財物賠償又は保管者賠償それぞれ１事故について、次に掲げる賠償の
区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１） 身体賠償 １人につき１億円、１事故につき３億円

（２） 財物賠償 １事故につき５００万円

（３） 保管者賠償 １事故につき３００万円

２ 前項の規定にかかわらず、生産物事故にあつては同項第１号及び第２号、保
管者賠償事故にあつては同項第３号に定める１事故に係る額を一補償期間中
における限度額とする。

（傷害事故に係る補償の額等）

第７条 傷害事故に係る補償の額は、次の各号に掲げる補償の区分に応じ、当
該各号に定めるとおりとする。

（１） 死亡補償 指導者等又は市民活動の参加者が傷害事故を原因として、当
該事故の日から１８０日以内に死亡したときは５００万円（ただし、熱中症等
については３００万円）

（２） 後遺障害補償 指導者等及び市民活動の参加者が傷害事故を原因として、
当該事故の日から１８０日以内に後遺障害を生じたときは一時金で５００万円
（ただし、熱中症等については３００万円）を限度とし、傷害の程度に応じ
て保険契約に係る保険約款に定める率を乗じた額

（３） 入院補償 指導者等及び市民活動の参加者が傷害事故を原因として、生
活機能又は業務能力が滅失した場合において、その治療のため入院をした

ときは、入院日数に応じて当該受傷の日から180日を限度として1日につき3,000円

(4) 手術補償 入院補償が支払われる場合に、そのケガの治療のため手術を受けたときは、入院補償日額に手術の種類に応じて保険契約に係る保険約款に定める率を乗じた額

(5) 通院補償 指導者等及び市民活動の参加者が傷害事故を原因として、生活機能又は業務能力が減少した場合において、その治療のため通院したときは、通院日数に応じて当該受傷の日から180日までの間において90日を限度として通院1日につき2,000円

(特定疾病事故に係る補償の額)

第8条 特定疾病事故を直接の原因として死亡した場合における死亡弔慰金の額は、50万円とする。

(事故報告)

第9条 市民活動中に事故が発生した場合、賠償責任事故のときは、指導者等は海老名市市民活動補償制度賠償責任事故報告書(第1号様式)により、傷害事故又は特定疾病事故のときは、指導者又は参加者は海老名市市民活動補償制度傷害事故等報告書(第2号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

(事故の判定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該事故について調査し、市民活動中の事故であるか否かを判定し、その結果を、当該報告をした者に賠償責任事故にあつては海老名市市民活動補償制度賠償責任事故判定通知書(第3号様式)により、傷害事故又は特定疾病事故にあつては海老名市市民活動補償制度傷害事故等判定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

2 市長は、当該事故が市民活動中のものであると判定したときは、賠償責任事故にあつては海老名市市民活動補償制度賠償責任事故証明書(第5号様式)により、傷害事故又は特定疾病事故にあつては海老名市市民活動補償制度傷害事故等証明書(第6号様式)により、保険会社に報告するものとする。

3 市長は前項の判定がし難いときは、保険会社に意見を求めるものとする。

4 市長は、第1項の規定による判定について必要と認める場合は、海老名市市民活動推進条例(平成22年条例第8号)第9条に規定する海老名市市民活動推進委員会に諮問し、その答申に基づき当該事故に関する判定を行うものとする。

(請求手続)

第11条 賠償責任事故に係る補償金の請求は、指導者等と被害者との間で法律上の問題が解決した後、指導者等が市を経由し保険会社に対し行うものとする。

2 傷害事故又は特定疾病事故に係る補償金の請求は、死亡補償にあつては当該指導者等及び参加者の法定相続人が、負傷に係る補償にあつては当該指導者等

及び参加者が補償金等請求書に必要な書類を添付し、市長に補償金の給付に必要な手続の請求をするものとする。この場合において、後遺障害補償に係る補償金の請求にあつては当該障害の症状が固定した後に、入院及び手術補償に係る補償金並びに通院補償に係る補償金の請求にあつては、入院又は通院が終了した後に行うものとする。

（支払方法）

第 1 2 条 市長は、前条の規定による請求があつたときは、補償金相当分を保険会社に保険金として請求する。

2 保険会社は保険金を支払うときは、指導者等、参加者又は参加者の法定相続人の申請に基づき、市が指定した金融機関の口座に当該保険金を振り込むものとする。

（支払通知）

第 1 3 条 保険会社は、前条の規定により当該保険金を支払ったときは、速やかに市長及び補償金請求者に通知するものとする。

（補償金の支給調整）

第 1 4 条 市長が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険又は他に補償される保険契約が存在するときは、当該契約を優先して適用し、本制度の対象としない。

（市が実施する事業に関する特例）

第 1 5 条 この要綱は、市が実施する市民活動に類する事業又は活動のうち、市民が無報酬（実費弁償を含む。）で参加する場合について適用する。

（庶務）

第 1 6 条 制度に関する保険会社との折衝、市民活動団体に係る事務を所管する所属との調整その他の庶務については、市民活動補償制度主管課において処理する。

（補則）

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

海老名市市民活動補償制度賠償責任事故報告書

年 月 日

海老名市長 殿

市民活動中に事故が発生しましたので、次のとおり報告いたします。

報告者 団体名／氏名 住所 電話 ()	負傷者（死亡者） 住所 〒 電話 () (フリガナ) 氏名
事故発生日時 年 月 日 午前 午後 時 分ごろ	生年月日 年 月 日 (..... 歳) 保護者氏名（未成年者の場合） 続柄
事故発生場所	身体傷害の状況 傷病名
当日の指導者等 住所 氏名 電話 () 住所 氏名 電話 ()	入院期間 年 月 日～ 年 月 日（延べ 日間） 通院期間 年 月 日～ 年 月 日（延べ 日間） 財物損害の状況 財物名 所在地 または 所有者住所氏名 損害額 円 確定・見込み
市民活動の内容（当日の活動をご記入ください）	
事故発生状況	

- 添付書類
- 1 団体の概要を把握できる資料
 - 2 事故発生状況等が把握できる資料
 - 3 当日の指導者等参加者の名簿

第2号様式（第9条関係）

海老名市市民活動補償制度傷害事故報告書

年 月 日

海老名市長 殿

市民活動中に事故が発生しましたので、次のとおり報告いたします。

報告者 団体名／氏名 住所 電話 ()	負傷者（死亡者） 住所 〒 電話 () （フリガナ） 氏名
事故発生日時 年 月 日 午前 午後 時 分ごろ	生年月日 年 月 日 (..... 歳) 保護者氏名（未成年者の場合） 続柄
事故発生場所	遺族代表者 住所 電話 () 氏名 続柄
当日の指導者等 住所 氏名 電話 () 住所 氏名 電話 ()	身体傷害の状況 傷病名 入院期間 年 月 日～ 年 月 日（延べ 日間） 通院期間 年 月 日～ 年 月 日（延べ 日間） 医療機関名 電話 ()
市民活動の内容（当日の活動をご記入ください）	
事故発生状況	

- 添付書類
- 1 団体の概要を把握できる資料
 - 2 事故発生状況等が把握できる資料
 - 3 当日の指導者等参加者の名簿

第3号様式（第10条関係）

海老名市市民活動補償制度賠償責任事故判定通知書

年 月 日

様

海老名市長

下記の賠償責任事故は、市民活動中の事故と（認めます・認めません）。

報告者									
団体名／氏名									
.....									
住所					電話				
事故発生日時									
年			月		日		午前		午後
							時		分ごろ
事故発生場所									
活動の指導者等									
住所									
.....									
氏名			生年月日		大・昭 平・令		年		月 日生
被害者									
住所									
.....									
氏名			生年月日		大・昭 平・令		年		月 日生
財物損害の状況									
.....									
.....									
市民活動の内容									
.....									
.....									
事故発生状況									
.....									
.....									
.....									

第4号様式（第10条関係）

海老名市市民活動補償制度傷害事故判定通知書

年 月 日

様

海老名市長

下記の傷害事故は、市民活動中の事故と（認めます・認めません）。

報告者									
団体名／氏名									
.....									
住所					電話				
事故発生日時									
年			月		日		午前		午後
							時		分ごろ
事故発生場所									
負傷者（死亡者）									
住所									
氏名									
			生年月日		大・昭		年		月生
					平・令				
遺族代表者									
住所									
氏名									
			生年月日		大・昭		年		月生
					平・令				
市民活動の内容									
.....									
.....									
事故発生状況									
.....									
.....									

第5号様式（第10条関係）

海老名市市民活動補償制度賠償責任事故証明書

年 月 日

様

海老名市長

下記の賠償責任事故は、市民活動中の事故と認め証明いたします。

報告者									
団体名／氏名									
.....									
住所					電話				
事故発生日時									
年			月		日		午前		午後
							時		分ごろ
事故発生場所									
活動の指導者等									
住所									
.....									
氏名			生年月日		大・昭 平・令		年		月生
被害者									
住所									
.....									
氏名			生年月日		大・昭 平・令		年		月生
財物損害の状況									
.....									
.....									
市民活動の内容									
.....									
.....									
事故発生状況									
.....									
.....									
.....									

第 6 号様式（第 10 条関係）

海老名市市民活動補償制度傷害事故証明書

年 月 日

様

海老名市長

下記の傷害事故は、市民活動中の事故と認め証明いたします。

報告者									
団体名／氏名									
.....									
住所					電話				
事故発生日時									
年			月		日		午前		午後
							時		分ごろ
事故発生場所									
負傷者（死亡者）									
住所									
氏名									
			生年月日		大・昭		年		月生
					平・令				
遺族代表者									
住所									
氏名									
			生年月日		大・昭		年		月生
					平・令				
市民活動の内容									
.....									
.....									
事故発生状況									
.....									
.....									

海老名市市民活動推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市市民活動推進条例（平成22年条例第8号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づく市民活動に対する支援の実施に当たり、海老名市において公益的な市民活動を行う団体の事業を支援することで、市民活動団体の育成を図り、もって市民活動の健全な発展を促進するため、予算の範囲内において海老名市市民活動推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 条例第2条第2号に規定する市民活動をいう。
- (2) 市民活動団体 条例第2条第4号に規定する市民活動団体をいう。
- (3) 海老名市市民活動推進委員会 条例第9条第1項に規定する海老名市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、主として市内で行われる市民活動とし、補助事業の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。

- (1) 入門編 団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業
- (2) 充実編 団体が既に行っている事業を充実させ、継続を図るための事業
- (3) 自立編 団体がこれまで行ってきた事業の更なる充実化を図り、かつ自立にむけた事業

2 前項の規定にかかわらず、市の他の補助制度を利用している事業は、補助の対象としない。

(補助対象団体)

第4条 補助の対象となる団体は、3人以上で構成する市民活動団体（以下「団体」という。）とし、団体の構成員の過半数以上が市内在住、在勤、在学者であることとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 団体の構成員による会合の飲食費
- (4) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等

(補助金の額等)

第6条 補助金の額及び交付回数は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額の決定に当たって算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付受付)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第2号様式）
- (2) 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第3号様式）
- (3) 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの
- (4) 団体の役員名簿又はこれに類するもの
- (5) その他市長が必要と認めた書類

(諮問)

第8条 市長は、前条による書類が提出されたときは、補助事業の選考及び補助金の額について、委員会に諮問する。

2 委員会は、諮問を受けた補助事業を調査審議し、その結果を市長に答申する。

(交付対象事業の認定)

第9条 市長は、前条第2項による委員会の答申を受けたときは、予算の範囲内において補助事業及び補助金の額を認定する。

2 市長は、前項の規定により補助事業及び補助金の額を認定する場合にあっては、その団体に対して海老名市市民活動推進補助金認定通知書（第4号様式）を交付し、認定しない場合にあっては、その旨を通知する。

(補助金の交付申請)

第10条 前条第2項の規定により海老名市市民活動推進補助金認定通知書を交付された団体で、補助金の交付を受けようとする者は、認定された補助金の額の範囲内で海老名市市民活動推進補助金交付申請書（第5号様式）を市長が別に定める期日までに提出するものとする。

2 新たに補助金の交付を受けようとする市民活動団体が、補助金の申請をする場合は、入門編、充実編又は自立編を選択することができる。

3 充実編に係る補助金の交付を受けたことのある団体は、入門編に係る補助金の申請をすることができないものとする。

4 自立編に係る補助金の交付を受けたことのある団体は、入門編及び充実編に係る補助金の申請をすることができないものとする。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが妥当と認めたときは補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、その団体に対して海老名市市民活動推進補助金交付決定通知書（第6号様式）を交付する。

(補助金の請求等)

第12条 補助金の交付決定を受けた団体の代表者（以下「補助事業者」という。）は、海老名市市民活動推進補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する。

（補助事業の変更等）

第13条 補助事業者は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、海老名市市民活動推進補助金変更・中止承認申請書（第8号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、補助事業の変更又は中止の適否について決定し、適当と認めたときは海老名市市民活動推進補助金変更・中止承認通知書（第9号様式）により補助事業者に通知する。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、海老名市市民活動推進補助金実績報告書（第10号様式）及び海老名市市民活動推進補助金収支決算書（第11号様式）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、海老名市市民活動推進補助金確定通知書（第12号様式）により補助事業者へ通知する。

（活動結果の公開等）

第16条 市長は、前条の規定による通知をしたときは、補助事業の内容を公開する。

2 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、公開で補助事業の活動報告を行うものとする。

（決定の取消し等）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、取り消した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第 18 条 市長は、前条の規定により補助金の返還を補助事業者に命ずるときは、海老名市市民活動推進補助金返還通知書（第13号様式）により行うものとする。

2 補助事業者は、前項の通知書を受けたときは、当該通知書を受けた日から30日以内に当該通知書に記載された返還金額を、市長に返還しなければならない。

（書類の整備等）

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補則）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

2 改正前の海老名市市民活動推進補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき、補助金の交付回数を満了している市民活動団体は、改正後の海老名市市民活動推進補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）に規定する補助金の交付申請を行うことはできない。

3 旧要綱の規定に基づき交付を受け、かつ交付回数を満了していない市民活動団体は、次の各号に掲げるとおり補助金の交付申請を行うことができる。

（1） 旧要綱第3条第1項第1号に規定する入門編のみの交付を受けている場合
新要綱第3条第1項第2号に規定する充実編に係る補助金を2回、新要綱第3条第1項第3号に規定する自立編に係る補助金を3回

（2） 旧要綱第3条第1項第2号に規定する発展編の交付を1回を受けている場合
新要綱第3条第1項第3号に規定する自立編に係る補助金を3回

- (3) 旧要綱第3条第1項第2号に規定する発展編の交付を2回受けている場合
新要綱第3条第1項第3号に規定する自立編に係る補助金を2回

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

《平成22年4月1日制定》

《平成26年12月20日一部改正》

《平成27年11月27日一部改正》

《平成30年12月1日一部改正》

《令和元年9月1日一部改正》

《令和3年7月1日一部改正》

《令和5年7月1日一部改正》

《令和6年7月1日一部改正》

別表（第3条、第6条関係）

区分	補助対象事業	補助金の額	補助金の交付回数
入門編	第3条第1項第1号に規定する事業	上限10万円	1団体につき、1回のみの交付とする。
充実編	第3条第1項第2号に規定する事業	上限20万円	1団体につき、2回まで交付とする。ただし、当該年度に1回のみの交付とする。

自立編	第 3 条第 1 項第 3 号に規定する事業	上限30万円	1 団体につき、3 回まで交付とする。ただし、当該年度に 1 回のみの交付とする。
-----	------------------------	--------	---

備考 当該年度の交付回数は、1 団体 1 回のみの交付とする。